

義務化間近！すべての方が対象 「相続登記申請制度」

- ◆ 相続登記の申請義務化で、10万円以下の過料の可能性
- ◆ 間に合わない場合の方法(相続人申告登記制度)
- ◆ 相続したくない土地がある場合(相続土地国庫帰属制度)
- ◆ 誰でも簡単に自分でできる相続登記「better相続登記」



2024年4月より、相続登記の申請が義務化されることを知っていますか？
すべての方が対象となり、相続登記を怠ると10万円のペナルティの可能性が
あります。まだ相続登記をしていない方、これから相続が発生するかもしれない
方は、今のうちに制度の理解と準備を進めましょう。
また、相続登記を自分で行いたい・費用を抑えたい方のためのWebサービス
「better相続登記」もご紹介します。

視聴可能期間

2023年 8月25日(金) 11:30～8月31日(木) 17:00

※講演時間は約30分となります。

お申し込み期限

8月24日(木) 17:00

参加費

無料

講師

辻・本郷 司法書士法人
代表社員

近藤 隆一 (こんどう りゅういち)



2003年に同志社大学を卒業後、株式会社内田洋行(うちだようこう)にIT総合職として入社。ソフトウェア開発に10年程従事し、その後、司法書士に転向、個人事務所5年間勤務する。

2022年の年明けに退職後、2月に司法書士事務所better開設、3月に株式会社better入社。4月に司法書士法人better設立。その後、8月に辻・本郷グループとなり辻・本郷 司法書士法人へ名称変更し代表社員に就任。

辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
執行役員 better相続事業部 部長

徳永 和喜 (とくなが かずき)



2014年、有限責任あずさ監査法人入所。公認会計士として、財務諸表監査、IPO支援などの業務に従事。2018年から株式会社better創業メンバー取締役/エンジニアとして、better相続Webアプリケーションの開発を担当。2022年10月、吸収合併により辻・本郷 ITコンサルティング株式会社の執行役員に就任。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/230825

